

令和7年度 八戸市奨学生募集要項＜再募集分＞

八戸市教育委員会 学校教育課

八戸市奨学金条例(昭和30年八戸市条例第12号)に基づく奨学生を次のとおり募集します。

※各種大学校、大学院、通信教育、海外の学校は対象となりません。

1 申請期間 令和7年11月10日(月)から11月28日(金)まで 必着

受付時間 土日・祝日を除く 8時15分から17時まで(郵送の場合のみ、最終日の消印有効)

2 募集人数、貸与・給付月額

	対象	再募集人数※2	貸与・給付月額
貸与型奨学金	高校、高専(1～3学年)	7人程度	20,000円※3
	大学、短大、 高専(4・5学年、専攻科)※1	10人程度	40,000円※4

※1 高専3学年から高専4学年への進級は、今回募集の対象となりません。

※2 それぞれ3人程度の遺児優先枠を設けます。

※3 10,000円も選択可。 ※4 10,000円、20,000円、30,000円も選択可。

3 応募資格

保護者が八戸市内に引き続き2年以上(本年6月末日まで途切れることなく)住所を有し、各奨学金のそれぞれの項目に全て該当する人

○ 貸与型奨学金

①経済的な理由により学資の支払が困難な人

②学業成績が優秀で評定平均が3.0以上の人

③高専、高校又は中学校に在学し、学校教育法に定める大学、短大、高専又は高校に
令和8年度から進学しようとする人

4 申請書類 提出先：八戸市教育委員会 学校教育課

①奨学生採用申請書 (第1号様式)		貸与型奨学金に申請する方は、希望する奨学金の額を記入してください。申請理由は 200字以上 で、具体的に記入してください。
②奨学生推薦書 (第2号様式)		・在学へ記入を依頼してください。 ・在学していない人は、前在学へ記入を依頼してください。
③成績証明書		在学へ発行を依頼してください。
④家庭状況書 (第3号様式)		家族が次の項目に該当する場合は、家計状況の把握のため、必要書類を添付してください。
(a) 長期療養	対 象 者	本年6月末時点において6か月以上療養中、又は療養が必要と認められる人。ただし、6月末時点で療養を終えた人は対象となりません。
	必要書類	対象者の氏名が記された、経常的な支出金額を証明できる書類(領収書等)の写し、及び今後の療養見込期間が記されたもの
(b) 障 が い	対 象 者	障がいのある人、又は本年6月末時点において6か月以上にわたり常に就床を要し複雑な介護を要する人
	必要書類	障がい者手帳の写し、又は医師等の証明書の写し
(c) 災 害	対 象 者	本年6月末から過去1年以内に震災、風水害、火災その他の災害の被害を受けたために、将来長期(2年以上)にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯。ただし、被害を受けなかったと仮定したときの所得金額が、所得基準額を著しく超過する場合は対象となりません。
	必要書類	罹災証明書の写し、市税等の被災による減免を証する書類、保険金等支払証明書、借家の賃貸借契約書等、及び将来長期にわたって支出増又は収入減が見込まれる金額のうち、今後1年分の金額が分かる書類
(d) 盗 難	対 象 者	本年6月末から過去1年以内に被害を受けたために支出が増大し、将来長期(2年以上)にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯。ただし、被害を受けなかったと仮定したときの所得金額が、所得基準額を著しく超過する場合は対象となりません。
	必要書類	盗難届の証明書(届出受理番号等)の写し、及び被害を受けた日常生活における必需品の購入・修理金額が分かる書類(領収書等)の写し
⑤連帯保証人承諾書兼 同意書 (第4号様式)		連帯保証人(1人目) 八戸市に住民登録がある父母、兄弟又はこれに代わる人で、償還等の責任を負うことができる人
		連帯保証人(2人目) 八戸市に住民登録があり、本人及び連帯保証人(1人目)とは別生計かつ別住所で独立して生計を営む人で、連帯保証人(1人目)と共に償還の責任を負うことができる人。ただし、市内居住者で連帯保証人になることができる人がいない場合に限り、市外居住者でも差し支えありません。

⑥課税証明書	令和7年度の市・県民税課税証明書 ・父及び母 ・父母いずれもない場合は、父母に代わって生計を維持する人
(a) 課税証明書の提出を省略できる人	令和7年1月1日に八戸市に住民登録がある場合 ⇒課税資料閲覧取得同意書（第5号様式）に署名し、提出してください。
(b) 課税証明書の提出が必要な人	(ア) 令和7年1月1日に八戸市に住民登録がない場合 ⇒住民登録のあった市町村が発行する課税証明書（課税標準額及び市民税調整控除額が分かるもの）を提出してください。 (イ) 未申告や修正申告等により課税状況が確認できない場合 ⇒当課から該当者へ連絡しますので、指定期日までに課税証明書を提出してください。
	八戸市の課税証明書について ・発行窓口：資産税課（市庁別館3階）、南郷事務所、各市民サービスセンター ・本人以外が申請する場合は、同一世帯でも委任状が必要です。 ・窓口へ行く人は、本人確認書類をお持ちください。（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）
⑦貸与型奨学金申請者で、遺児の場合	本人の戸籍謄本（全部事項証明書）：3か月以内に発行されたもの 遺児 … 次のいずれかに該当する人（離婚・未婚により父又は母がいない場合は対象外） ・父若しくは母又はいずれもが死亡した生徒・学生 ・父又は母に引き続き1年以上遺棄されている生徒・学生 ・父又は母の生死が引き続き3か月以上明らかでない生徒・学生 ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている生徒・学生 ・父又は母が引き続き1年以上行方不明である生徒・学生

5 貸与型奨学金の償還方法

- ① 貸与終了後、1年据え置いてから償還開始となります。
ただし、辞退や退学等により、奨学生の決定を取り消された場合は、償還方法の区分ごとに定められた時期から償還開始となります。
- ② 償還金は無利子で、償還期間は10年以内です。

6 選考の流れ、入金時期（予定）

下表のとおり選考を行います。採用された場合、奨学金は4月末と8月末の年2回に分けて登録口座へ入金します。

令和7年11月29日	申請締切日
12月上旬	第一次選考（書類審査）結果及び面接日時の通知
12月下旬	第二次選考（本人面接）
令和8年1月上旬	第二次選考結果通知
令和8年4月末	令和8年度第1期奨学金（5か月分）入金
8月末	令和8年度第2期奨学金（7か月分）入金

7 その他

- ・既に採用予約が決定している場合は、今回の募集の対象外です。
- ・八戸市奨学金は、他団体の奨学制度と併用できます。ただし、別団体側で別の奨学金の併用を制限している場合がありますので、事前に確認するようお願いします。
- ・独立行政法人日本学生支援機構（電話 0570-666-301 又は 03-6743-6100）、公益財団法人青森県育英奨学会（電話 017-734-9879）では、家計が急変した学生等を対象に緊急採用を行っていますので御活用ください。
- ・入金前に在学学校へ在籍・進級調査を行い、休学又は退学、留年が判明した場合は、貸与等を停止します。なお、入金後判明した場合は、返還していただきます。
- ・5段階評定以外の学業成績（高専、大学等）の読み替え方法については、市ホームページを御覧ください。下記のQRコードを読み取るか、「八戸市奨学金」と検索しアクセスしてください。

【申請・お問合せ】



〒031-8686

青森県八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市教育委員会 学校教育課（八戸市庁 本館5階）

電話：0178-43-9457

開庁時間：土日・祝日を除く 8時15分から17時まで

（こちらから専用HPにアクセスできます）